

薬食同源アドバイザー指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岐阜県薬剤師会薬食同源委員会（以下「委員会」という。）が行う、薬食同源アドバイザーの指定、表示及び業務内容等について必要な事項を定めることにより、岐阜県における「薬食同源」の拠点整備を円滑かつ適切に進め、もって県民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において薬食同源アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）とは、健康食品、健康食材、その他健康に関連する事項について県民からの相談対応やアドバイスをを行うとともに、健康に関連する必要な情報の受発信を行う者として、委員会が指定した者をいう。

(講習会の開催)

第3条 委員会は、一般社団法人岐阜県薬剤師会に属する薬剤師であつて、かつ、アドバイザーとして活動を希望する者を対象に、アドバイザーとして活動するために必要な知識を習得させるための講習会を開催する。

(指定)

第4条 委員会は前条に規定する講習会を修了した者をアドバイザーに指定し、指定証を交付する。
2 委員会はアドバイザーを指定した場合には、その者の氏名、住所及びその他必要な事項を記載した指定名簿を作成し、保管する。

(指定の有効期間)

第5条 アドバイザーの指定は、第6条第2項に規定する指定の取り消し、又は第9条に規定する指定の返上がない限り有効とする。

(指定の取消)

第6条 委員会は、指定後のアドバイザーが不適切であると認めたときは、その指定を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。
2 委員会は、前項の規定により指定を取り消すときは、指定取り消しの理由を付して文書でアドバイザーに通知するものとする。

(薬食同源情報サロンの設置・表示)

第7条 第4条の規定による指定を受けた者は、自ら管理、又は勤務する薬局を薬食同源情報サロン（以下「情報サロン」という。）と位置づけ、アドバイザーとして活動することができる。この場合、アドバイザーは自らをアドバイザーである旨表示し、店頭には情報サロンである旨表示しなければならない。なお、情報サロンには原則として薬食同源情報ポストを設置し、地域住民等からの健康食品や健康食材等に関する情報収集に積極的に努めるものとする。
2 アドバイザーは、前項に規定する活動を開始する前に、所属する一般社団法人岐阜県薬剤師会支部の支部長を経由して委員会にその旨申し出なければならない。
3 委員会は、前項の申し出があった場合、本条第1項に規定する表示を行うための看板等の資材

(以下「表示資材」という。)を配付するとともに、第4条第2項に規定する指定名簿にその旨記載することとする。ただし、委員会が情報サロンの設置が不適切であると認めたときは、表示資材を配付しないことができる。

4 委員会は、インターネット等の広報媒体を活用して、情報サロンの設置状況を広く県民にPRしその活用促進に努めることとする。

(表示の禁止)

第7条の2 第4条の規定による指定を受けていない者は、アドバイザー、又は紛らわしい名称を表示してはならない。

2 第7条の規定による情報サロン以外の場所には、情報サロン、又は紛らわしい名称を表示してはならない。情報サロンである旨を表示した後に、アドバイザー不在となった場合についても同様とする。

(アドバイザーの責務)

第8条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)健康食品、健康食材、その他健康に関連する情報を積極的に収集し、内容を精査したうえで正確かつ的確な情報を県民に提供すること。

(2)薬事法、その他関係法令を十分に理解し、これを遵守したうえで、自らの責任においてその業務を実施すること。

(3)委員会が概ね1年ごとに実施する研修会に出席し、又は委員会が送付する関連情報及び社団法人岐阜県薬剤師会ホームページに掲載する関連情報を学ぶ等、必要な知識の習得に努めること。

(4)アドバイザーとしての活動の内容、活動を通して収集した情報等その他必要な事項を定期的に委員会に報告すること。

(5)前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項。

(必要な手続き)

第9条 アドバイザーは、次の各号に該当したとき必要な手続きを行わなければならない。

(1)第4条第1項に規定する指定を返上したいとき、又は一般社団法人岐阜県薬剤師会を退会したとき。

(2)第4条第2項に規定する指定名簿の記載事項に変更が生じたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正

平成24年4月1日社団法人岐阜県薬剤師会から、一般社団法人岐阜県薬剤師会へ移行